

さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 1 / 2 P. 725 土木工事特記仕様書 第 2 編 材料編

正	誤
<p style="text-align: center;">第 2 編 材料編</p> <p>第 1 章 一般事項</p> <p>第 1 節 適用</p> <p>1. 熔融スラグ入り材料 受注者は、次の各号に定める材料のうち熔融スラグ入りのものを使用する場合は、本市が指定する施設等で生産された熔融スラグを骨材等の一部として配合したものを使用するものとする。 ただし、熔融スラグの生産状況により供給が不足する場合等はこの限りでない。</p> <p>(1) アスファルト合材 (2) コンクリート二次製品 (3) 石灰改良土</p> <p>2. 熔融スラグ生産施設等 本市が指定する熔融スラグの生産施設等は、次の各号の施設等とする。</p> <p>(1) さいたま市環境局西部環境センター (2) さいたま市桜環境センター</p> <p>3. 改良土 改良土の最大粒径は、20 mm以下とする。</p> <p>第 2 節 工事材料の品質</p> <p>1. 熔融スラグ入り材料の品質 受注者は、前節の熔融スラグ入り材料の品質を証明する資料として、使用する材料ごとに以下に定めるものを材料承諾書に添付するものとする。</p> <p>(1) アスファルト合材 <u>・アスファルト事前審査委員会が発行する認定書の写し</u></p> <p>(2) コンクリート二次製品 ・本市が発行する材料承認証の写し</p> <p>(3) 改良土 ・改良土プラントが発行する品質証明書（熔融スラグの品質証明書の写しも含むものとする。）</p> <p>2. 改良土の品質 受注者は、改良土プラントが発行する品質証明書を材料承諾書に添付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 編 材料編</p> <p>第 1 章 一般事項</p> <p>第 1 節 適用</p> <p>1. 熔融スラグ入り材料 受注者は、次の各号に定める材料のうち熔融スラグ入りのものを使用する場合は、本市が指定する施設等で生産された熔融スラグを骨材等の一部として配合したものを使用するものとする。 ただし、熔融スラグの生産状況により供給が不足する場合等はこの限りでない。</p> <p>(1) アスファルト合材 (2) コンクリート二次製品 (3) 石灰改良土</p> <p>2. 熔融スラグ生産施設等 本市が指定する熔融スラグの生産施設等は、次の各号の施設等とする。</p> <p>(1) さいたま市環境局西部環境センター (2) さいたま市桜環境センター</p> <p>3. 改良土 改良土の最大粒径は、20 mm以下とする。</p> <p>第 2 節 工事材料の品質</p> <p>1. 熔融スラグ入り材料の品質 受注者は、前節の熔融スラグ入り材料の品質を証明する資料として、使用する材料ごとに以下に定めるものを材料承諾書に添付するものとする。</p> <p>(1) アスファルト合材 <u>・本市が発行する材料承認証の写しまたはアスファルト事前審査委員会が発行する認定書の写し</u></p> <p>(2) コンクリート二次製品 ・本市が発行する材料承認証の写し</p> <p>(3) 改良土 ・改良土プラントが発行する品質証明書（熔融スラグの品質証明書の写しも含むものとする。）</p> <p>2. 改良土の品質 受注者は、改良土プラントが発行する品質証明書を材料承諾書に添付するものとする。</p>

さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P. 539 品質管理基準及び規格値 7 下層路盤

正

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表 などによる 確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。	○
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・3,000㎡未満は1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）		○
・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
1,000㎡につき 2 回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○

誤

品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表 などによる 確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。	○
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）		○
・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
1,000㎡につき 2 回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○

さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P. 541 品質管理基準及び規格値 8 上層路盤 10 セメント安定処理路盤

正 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表 などによる 確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・3,000㎡未満は、1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個） ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1 回～2 回/日）		
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1 回～2 回/日）		
1,000㎡につき 2 回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
観察により異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1 回～2 回/日）		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・3,000㎡未満は、1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個） 観察により異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2 回/日）		

誤 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表 などによる 確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度及び粒度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個） ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1 回～2 回/日）		
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1 回～2 回/日）		
1,000㎡につき 2 回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
観察により異常が認められたとき。		
観察により異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。	
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		
・中規模以上の工事：定期的又は随時（1 回～2 回/日）		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個） 観察により異常が認められたとき。		
・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2 回/日）		

さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P.544 品質管理基準及び規格値 11 アスファルト舗装

正

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11 アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3
			粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度
	プラント	必須	粒度 (75μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。
	その他	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の 94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の 90%以上
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上
			外観検査 (混合物)	目視	
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による

誤

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
11 アスファルト舗装	材料	その他	蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3
			粒度 (2.36mm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度
	プラント	必須	粒度 (75μm フルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。
	その他	必須	ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の 94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上
			外観検査 (混合物)	目視	
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-84	設計図書による

さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P.545 品質管理基準及び規格値 11 アスファルト舗装

正 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・3,000㎡未満は1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）	・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）。	
随時		
舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

誤 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡につき 1 回（3 個） ・1,000㎡未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）	・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）。	
随時		
舗設車線毎 200m 毎に 1 回		

さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P. 577 品質管理基準及び規格値 25 路上再生路盤工

正 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表 などによる 確認
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：約 2.7 g/cm³～2.5g/cm³ 準硬石：約 2.5 g/cm³～2g/cm³ 軟石：約 2g/cm³ 未満 	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：5%未満 準硬石：5%以上 15%未満 軟石：15%以上 	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：4903N/cm² 以上 準硬石：980.66N/cm² 以上 4903N/cm² 未満 軟石：980.66N/cm² 未満 	○
5,000m ³ につき 1 回の割で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは 1 工事 2 回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 3,000m² 未満は 1,000m² につき 1 回（3 個） 1,000m² 未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個） 		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
1～2 回/日		

誤 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表 などによる 確認
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：約 2.7 g/cm³～2.5g/cm³ 準硬石：約 2.5 g/cm³～2g/cm³ 軟石：約 2g/cm³ 未満 	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：5%未満 準硬石：5%以上 15%未満 軟石：15%以上 	○
原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：4903N/cm² 以上 準硬石：980.66N/cm² 以上 4903N/cm² 未満 軟石：980.66N/cm² 未満 	○
5,000m ³ につき 1 回の割で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは 1 工事 2 回実施する。	500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○
<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時		
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上		○
<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 1,000m² につき 1 回（3 個） 1,000m² 未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個） 		
当初及び材料の変化時		
当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
1～2 回/日		

さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P. 582 品質管理基準及び規格値 27 排水性舗装工・透水性舗装工

正

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
27 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。
	カンタプロ試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。	使用するアスファルトの種類により、異なった温度管理が必要となる。 例) ストレートアスファルト 110℃以上 高粘度の改質アスファルト 140℃～160℃ 合材プラントに温度管理の推奨値を確認し、参考とすること。
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec 以上 X10 300mL/15sec 以上 (歩道箇所)
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の 94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：基準密度の 90%以上
			外観検査 (混合物)	目視	

誤

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値
27 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度
			粒度 (75μm フレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μm ふるい：±5%以内基準粒度
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	設計図書による。
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	設計図書による。
	カンタプロ試験		舗装調査・試験法便覧 [3]-111	設計図書による。	
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。	使用するアスファルトの種類により、異なった温度管理が必要となる。 例) ストレートアスファルト 110℃以上 高粘度の改質アスファルト 140℃～160℃ 合材プラントに温度管理の推奨値を確認し、参考とすること。
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X10 1000mL/15sec 以上 X10 300mL/15sec 以上 (歩道箇所)
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の 94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による
			外観検査 (混合物)	目視	

さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事実務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P. 583 品質管理基準及び規格値 27 排水性舗装工・透水性舗装工

正 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	/	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
1,000m ² ごと。	/	
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・ 9,000m²未満は 1,000m ² につき 1 回（3 個） ・1,000m ² 未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）		
随時		

誤 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日	/	○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2 回/日		○
随時		○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
1,000m ² ごと。	/	
・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき 1 回（3 個） ・1,000m ² 未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）		
随時		

さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 正 誤 表

○さいたま市土木工事实務要覧（平成 30 年 4 月） 2 / 2 P.585 品質管理基準及び規格値 28 プラント再生舗装工

正 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○
再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○
再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○
再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
2 回以上及び材料の変化		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
同左	耐水性の確認	○
同左	耐流動性の確認	○
同左	耐磨耗性の確認	○
随時		
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上（再アスファルト処理の場合は基準密度の 93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・3,000m ² 未満は 1,000m ² につき 1 回（3 個） ・1,000m ² 未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）		

誤 品質管理基準及び規格値

試験基準	摘要	試験成績表などによる確認
再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○
再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。		○
再生混合物製造日ごとに 1 回。 1 日の再生骨材使用量が 500 t を超える場合は 2 回。 1 日の再生骨材使用量が 100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて 2 日に 1 回とする。		○
再生骨材使用量 500 t ごとに 1 回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm ふるいにとどまるものと、水洗後の 75 μm ふるいにとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
2 回以上及び材料の変化		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
抽出ふるい分け試験の場合：1～2 回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
同左	耐水性の確認	○
同左	耐流動性の確認	○
同左	耐磨耗性の確認	○
随時		
随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の 94%以上（再アスファルト処理の場合は基準密度の 93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10 個の測定値の平均値 X10 が規格値を満足するものとする。また、10 個の測定値が得がたい場合は 3 個の測定値の平均値 X3 が規格値を満足するものとするが、X3 が規格値をはずれた場合は、さらに 3 個のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。 ・1,000m ² につき 1 回（3 個） ・1,000m ² 未満の工事（維持工事を除く）は、1 工事につき 1 回（3 個）		